

市民のチカラ、求めています！



令和5年度

てい あん が た きょう どう じ きょう

提案型協働事業

を募集します

募集期間 令和5年 4月17日（月）～ 5月15日（月）

この事業は、NPO法人やボランティアグループなどの市民活動団体から、姫路市と協働で取り組む公益性のある事業を募り、審査を通過したものについて助成金を交付するものです。

「こんなことができたら、姫路のまちがもっとよくなるのに」

その思い、姫路市と手を組んで実現してみませんか。

書類提出・問い合わせ先

（書類提出・問い合わせ）

姫路市 市民活動推進課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地（姫路市役所本庁舎高層棟4階）

TEL 079-221-2737 FAX 079-221-2758

WEB : <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000006037.html> MAIL : sankaku@city.himeji.lg.jp



ホームページ QRコード

（問い合わせのみ）

姫路市 市民活動・ボランティアサポートセンター 「ひめじおん」

〒670-0015 姫路市総社本町112番地（市民会館3階）※毎週月曜日と4月12日（水）は休館です

TEL 079-281-2660 FAX 079-281-2662

WEB : <https://himejion.jp> MAIL : shimin-support@city.himeji.lg.jp

応募団体の要件

姫路市内に活動拠点があり、次の①、②のいずれかに該当する市民公益活動団体。

- ① 不特定多数の利益の増進を目的とする公益的活動を行う非営利の団体
- ② ①に該当する団体の共同体

※ただし、下記のア～エの要件を満たしていない団体は対象外とします。

- ア 3人以上の構成員で組織している団体であること。
- イ 組織の運営に関する定款、規約又は会則を定めていること。
- ウ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- エ 姫路市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

募集部門の概要

事業区分	テーマ設定事業	自由テーマ事業	地域資源活用事業	新規団体活動支援事業
内容	姫路市が設定したテーマに基づく事業をご提案ください。今年度のテーマは、次頁の【姫路市設定テーマ】をご参照ください。	テーマ設定事業以外の姫路市政全般について、自由にテーマを設定し、ご提案ください。	本市における地域の歴史、文化、自然等の資源（地域資源）の価値を改めて見直し、地域資源を活用して当該地域の魅力を高めること又は地域資源を未来に継承することを目的とした事業をご提案ください。	これから活動を開始する団体、または活動初動期（令和2年4月2日以降設立）の団体で、これまでに姫路市提案型協働事業の助成を受けたことのない団体を支援します。姫路市政全般について、自由にテーマを設定し、ご提案ください。
補助上限額	50万円			20万円
件数	各事業区分あわせて9件程度 これに加え、設定テーマ「姫路城世界遺産登録30周年記念事業」優先枠として、3件程度設けています。			5件程度
審査の内容・方法	1次審査：資格要件審査【書類審査】			
	2次審査：提案内容審査 【提案発表会におけるプレゼンテーション審査】			2次審査：提案内容審査 【書類審査】

※テーマ設定事業に限らず、すべての事業で協働の相手方となる担当課が必要です。

※以前に姫路市提案型協働事業の助成を受けた団体は、同内容で提案することはできません。

※国、県、市及びそれらの外郭団体の他の補助制度に申し込みした場合は対象外です。

※「新規団体活動支援事業」に要する経費は5万円以上、それ以外の事業に要する経費は10万円以上であることとします。また、経費の一部のみを助成の対象とする場合があります。

※「新規団体活動支援事業」の助成は、1団体につき1回限りです。団体の名称等が異なっても、その役員の半数以上が同一の場合は、同一の団体とみなします。

※採択件数は、提案状況により変更する場合があります。また、申請件数にかかわらず、事業採択しない場合があります。

【姫路市設定テーマ】 テーマ設定事業の場合は、下記のテーマに基づく事業をご提案ください。

<p>姫路城世界遺産登録 30 周年記念事業 (協働先：観光課)</p>	<p>姫路城世界遺産登録 30 周年を記念し、姫路城の保全管理・活用をPRする事業</p> <p>姫路城の世界遺産登録 30 周年を契機として、関係機関や地元団体が一丸となって行う遺産地域の保全活用を国内外へPRし、姫路城について広く関心を持っていただける事業であるとともに、シビックプライドの醸成に向けて実施する事業を募集する。</p> <p>(例)・市内の若者によるSNSを活用した姫路城のデジタル観光プロモーション ・姫路城の保存管理・活用状況からSDGsを学べるPR事業</p>
<p>ヤングケアラーの居場所づくり (協働先：こども家庭総合支援室)</p>	<p>ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し、必要に応じて相談ができ、安心して過ごせる居場所をつくる事業</p> <p>ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題を抱えており、自分の不安や悩みを周囲に話すことが難しい傾向にある。 そのため、当事者同士が交流できたり、相談したいときにすぐに相談できる支援者がいる「居場所」は、ヤングケアラーを孤立させないための有効な手段と考える。</p> <p>(例)・市内在住のヤングケアラー(概ね 29 歳以下)に向けて居場所について広報周知し、居場所の運営を行う。相談があれば適宜対応し、本人同意のもと必要な支援機関につなぐ。 ・オンライン居場所 など</p>
<p>男女共同参画社会の推進に関する事業 (協働先：男女共同参画推進センター)</p>	<p>男女共同参画社会の実現を推進する事業</p> <p>男女が共に役割と責任を分かち合って暮らすまちづくりにつながる事業を募集する。</p> <p>(例)・ジェンダー論の研究者による講演会、ワークショップ ・地域活動における男女共同参画の事例発表会</p>
<p>町家・古民家の流通を促進する事業 (協働先：まちづくり指導課)</p>	<p>歴史的街並みを未来へ継承していくために、町家・古民家の流通を促進する事業</p> <p>市内には、姫路城周辺のほか、各地に町家や古民家などが多数あり、地域景観の重要な要素となっている。近年、老朽化などの理由で建替えや解体が進む一方で、町家や古民家の魅力を活かして、店舗や住宅に改修する事例が増加している。 そこで、未利用の町家や古民家を活用してもらうため、流通を促進する取組を募集する。</p> <p>(例)・町家、古民家を売りたい、貸したい人と買いたい、借りたい人とのマッチングを図る事業 ・町家、古民家の活用事例を学べるイベント</p>
<p>SDGs の目標達成につながる事業 (協働先：地方創生室)</p>	<p>SDGs に取り組む第一歩につながる事業</p> <p>SDGs が掲げる 17 の目標達成につながる取り組みにより、SDGs の理念を広く浸透させ、市民一人ひとりが無理なく SDGs に取り組むことができる事業を募集する。</p> <p>(例)・廃棄物を利用して物を作るなどリサイクルにつながるイベント ・SDGs の取組事例をパネル等で展示し、普及啓発を図る展示会</p>

スケジュール

応募受付	令和5年4月17日（月）から令和5年5月15日（月）【必着】 【午前8時35分～午後5時20分】（土曜・日曜・祝日は除く）
1次審査結果の通知	令和5年5月30日（火）頃
提案発表会	令和5年6月18日（日） ※新規団体活動支援事業は、2次審査も書類審査のため提案発表会はありません。
助成団体決定	令和5年6月30日（金）頃 ※全団体に文書で通知します。
事業実施	令和5年7月中旬（交付決定日）～ 令和6年3月29日（金）
実績報告	令和6年3月29日（金）まで
事業実践報告会	未定。実施する場合は、事業実施団体に対し別途お知らせします。状況により、報告資料をホームページに公開するなどに替える場合があります。

提案発表会

※新規団体活動支援事業は、書類審査のため提案発表会はありません。

【開催日】	令和5年6月18日（日）
【会場】	姫路市市民会館（姫路市総社本町112番地）
【内容】	1次審査を通過した提案について、提案者によるプレゼンテーションを行います。
【審査基準】	市民ニーズや社会的課題に沿ったものか、公益性が高いものか、事業計画の実行性・協働事業とすることでの相乗効果・先駆性があるか等について評価を行います。
【持ち時間】	7分程度（発表後、評価員から質問がありますので簡潔に教えてください。）

応募方法

以下の書類を用意して、姫路市市民活動推進課（姫路市役所本庁舎4階）までご持参ください。

- ① 企画提案書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 役員及び事業関係者等名簿（様式第3号）
- ④ 団体目的等についての誓約書（様式第4号）
- ⑤ 人件費に関する調書
- ⑥ 団体の定款の写し又はこれに代わるもの
- ⑦ 直近2事業年度に実施した事業内容に関する報告書又はこれに代わるもの
- ⑧ 直近2事業年度の収支計算書又はこれに代わるもの

【ご注意ください！】

今年度から⑦、⑧の提出も必須です。
また、①、②の書類様式も一部変更がありますので、今年度の様式をご使用ください。

- ※ ①～⑤の様式は、市民活動推進課ホームページ（表紙のQRコード）に掲載しています。
- ※ ⑤は、②の事業収支予算に人件費が計上されている場合のみ提出してください。⑤以外の書類は、すべて提出が必要です。ただし、⑦、⑧について、事業年度が2年度未満等の理由により直近2事業年度分を作成できない場合は、事前に市民活動推進課までご相談ください。
- ※ 提出時に代表者又は事業担当責任者の本人確認をさせていただく場合がありますので、身分証（運転免許証等）もご持参ください。
- ※ 持参できず郵送を希望される場合は、事前に市民活動推進課までご連絡ください。応募受付期間必着となりますので、余裕を持ってご提出ください。必要書類がすべてそろっていない場合は、一次審査にて失格となります。

注意事項

- 1 企画案の提出に必要な費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- 2 必ず応募書類の提出前に協働の相手方となる担当課と十分な協議を行った上で応募してください。担当課がわからない場合は、市民活動推進課へお問い合わせください。
- 3 このパンフレットとは別に「応募の手引き」（詳細版）を配布していますのでご確認ください。

（参考）令和4年度実施事業はこちら（助成事業決定のページ）

